

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

# くらしの情報

## 大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画への意見を募集しています

農政企画課世界農業遺産未来戦略室 ☎22281 FAX27578

### ■公表方法

1市ウェブサイトでの閲覧

2窓口での閲覧

▼市政情報センター(市役所東庁舎1階)

▼市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)

▼農政企画課世界農業遺産未来戦略室(市役所東庁舎2階)

### ■対象

市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

### ■意見の提出期間

3月24日(金)～4月12日(水)

### ■意見の提出方法

計画に対する意見と氏名(名称)、住所、連絡先(電話番号)を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Eメール、市ウェブサイト応募フォームのいずれかで提出  
※匿名、電話の意見には応じられません。

### ■持参の場合

月曜日～金曜日8時30分～17時15分(祝日を除く)

## 4月1日から大崎市犯罪被害者等支援条例を施行します

社会福祉課生活相談担当 ☎9125

市では、犯罪行為により被害にあった人や、亡くなった人の遺族に寄り添い、警察などの関係機関と連携し、再び平穏な生活を取り戻すことができるよう「大崎市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

4月1日から、犯罪被害直後に必要な早期の支援を行うため施行します。

### 給付対象者

犯罪行為により亡くなった人の遺族である市民、または重傷病を負った市民

### 対象被害者

条例施行後に発生した犯罪行為による死亡、または1カ月以上の療養を要する被害者※詳しい内容は、4月1日以降に、市ウェブサイトでお知らせします。

### 相談窓口の設置

社会福祉課に相談窓口を設置し、犯罪被害者が直面している問題について相談に応じます。

必要な情報の提供を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

### 各種支援金の給付

▼遺族支援金 30万円

▼傷病支援金 10万円

▼死体検案費用支援金 10万円以内(死体検案書類を除く)

※死体検案等にかかった費用が10万円未満の場合は、その実費相当分を給付します。



▲市ウェブサイト



## 障がい者や高齢者を支援します

詳しい内容は、各担当に問い合わせください。

### 障がい者向けの支援

#### 1福祉タクシー利用助成

内容 1枚6000円のタクシー券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

#### 2心身障害者自動車等燃料費助成

内容 1枚5000円の助成券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、次のいずれかの要件に該当する人

- 1身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当し、自動車などを所有して運転している人、または障がい者所有の自動車などを運転する同一世帯員
- 2身体障害者手帳下肢障害

### 各問い合わせ先

3級の人で、自動車などを所有し運転している人

3療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する、障がい者のために運転する同一世帯員

### 1、2共通事項

申込 障がいを証明できる各種手帳、車検証・運転免許証(燃料費助成のみ)、本人または申請者の個人番号が分かるものを持参して申し込み

6高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎22167

### 3障がい者が利用する軽自動車税などの減免制度

内容 一人に付き対象となる車1台、軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)を減免

※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送します。

### 軽自動車税(種別割)の減免

申請期間 5月15日(月)～24日(水)

### 5高齢者福祉有償運送利用助成

申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

6各総合支所市民福祉課 ☎22148

7自動車税(種別割)の減免 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)

8在宅高齢者向けの助成 4住宅改修費の一部補助 内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(最大支給額18万円)を補助

9世帯全員の住民税が非課税 対象 次の全ての要件を満たす人

10市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

11世帯全員の住民税が非課税の人

12他の補助制度などで住宅改修を実施していない人

13定員 先着10件程度

14高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎26125

15高齢者福祉有償運送利用助成

16申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

17各総合支所市民福祉課 ☎22148

18自動車税(種別割)の減免 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)

19在宅高齢者向けの助成 4住宅改修費の一部補助 内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(最大支給額18万円)を補助

20世帯全員の住民税が非課税 対象 次の全ての要件を満たす人

21市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

22世帯全員の住民税が非課税の人

23他の補助制度などで住宅改修を実施していない人

24定員 先着10件程度

25高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎26125

26高齢者福祉有償運送利用助成

27申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

28各総合支所市民福祉課 ☎22148

29自動車税(種別割)の減免 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)

30在宅高齢者向けの助成 4住宅改修費の一部補助 内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(最大支給額18万円)を補助

31世帯全員の住民税が非課税 対象 次の全ての要件を満たす人

32市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

33世帯全員の住民税が非課税の人

34他の補助制度などで住宅改修を実施していない人

35定員 先着10件程度

36高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎26125

37高齢者福祉有償運送利用助成

38申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

39各総合支所市民福祉課 ☎22148

40自動車税(種別割)の減免 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)

41在宅高齢者向けの助成 4住宅改修費の一部補助 内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(最大支給額18万円)を補助

42世帯全員の住民税が非課税 対象 次の全ての要件を満たす人

43市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

44世帯全員の住民税が非課税の人

45他の補助制度などで住宅改修を実施していない人

46定員 先着10件程度

47高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎26125

48高齢者福祉有償運送利用助成

49申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

50各総合支所市民福祉課 ☎22148

51自動車税(種別割)の減免 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)

52在宅高齢者向けの助成 4住宅改修費の一部補助 内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(最大支給額18万円)を補助

53世帯全員の住民税が非課税 対象 次の全ての要件を満たす人

54市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

55世帯全員の住民税が非課税の人

